



# 台風から身を守る

くわしくは  
総務課 危機管理放射能対策室 ☎21-5166

7月から10月にかけて、日本に接近・上陸する台風が多くなり、大雨、洪水、暴風などをもたらします。特に、傾斜の急な山や川が多い日本では、台風による崖崩れや土石流、川の氾濫などが発生しやすく、人々の生活や生命が脅かされる自然災害が、毎年のように発生しています。

## 台風が接近する前の準備

- 懐中電灯、ラジオを用意する
- 気象情報(テレビ・ラジオ)を聴く
- 強風で倒れたり、飛ばされたりしないよう、物を固定する
- いつでも避難できる準備をしておく
- 飲料水・食料を準備する
- 雨戸や窓を補強する
- 非常持出品を準備する

## 台風が接近したら

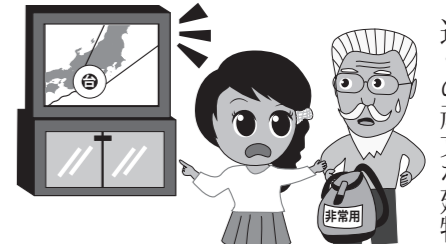
- 危険な場所には近づかない
- 雨で増水した川を見に行つて流されてしまつたり、浸水した道路で側溝の境界が分かりにくかつたりするため、転落などの事故が発生しています。また、山崩れや崖崩れも起こりやすくなります。
- このような場所には近づかないで

ください。  
○強風や吹き返し風の風に注意  
強風による飛来物(瓦や看板)の事故や倒木に注意してください。  
また、今まで吹いていた強い風が急に弱まっても、1・2時間後に吹き返しの強風が吹くことがありますので、注意が必要です。

## 危険が迫ったら

- 正確な情報を収集して、危険を感じたら早めに自主避難をする
- 避難の勧告や指示があったときには、すぐ避難する
- 避難の前には、必ず火の始末をする。機器の電源を切り、ブレーカーを落とす
- 避難の際の持ち物は、最小限にして背中に背負い、両手は自由に使えるようにする
- 頭をヘルメットや安全帽で保護する
- はだしは禁物。靴は丈夫で底の厚いものがよい。長靴は水が入ると歩きにくいので避ける
- 近隣の高齢者などの避難に協力する
- 膝のあたりまで浸水した時や夜間の豪雨時の避難は、危険を伴う場合があるので注意する
- どうしても避難所までの避難が困

難な場合には、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難するか、家の中でより安全な場所(2階でも)がけから離れた部屋)などに避難する



## 市の防災メール配信サービスをご利用ください

市は、市内における地震や気象などの情報はじめ、交通情報や杉並木倒木などの災害関連情報を皆さんへお伝えする手段として、メール配信サービスを行っています(通信料などは登録者負担です)。  
※携帯電話やスマートフォンをお使いの方は、下のQRコードから登録できます。  
※詳しくは、市ホームページをご覧ください。なお、災害時には、市ホームページにも情報を掲載します。



# マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まります



平成28年1月から、社会保障・災害対策分野の行政手続きでマイナンバーの利用が始まります。これに先立ち、10月から住民票の住所にマイナンバーを通知します。

この制度は、平成25年5月に公布された「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」によるものです。マイナンバー制度は、個人情報保護された安全な仕組みです。

## マイナンバーって何?

マイナンバーは、国内の全住民に通知される、一人一人異なる12桁の番号のことです。個人が特定されないように、住所や生年月日などとの関係のない番号が割り当てられます。マイナンバーは生涯にわたって使われるものです。住所が変わっても、番号は原則変わりません。

## 何のために導入されるの?

マイナンバー制度は、社会保障・災害対策の分野で、効率的に情報

報を管理するために導入されます。また、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。

マイナンバー制度の導入に期待される効果として、次のようなものがあります。

- ①国民の利便性の向上  
申請時の添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。
- ②公平・公正な社会の実現  
所得や他の行政サービスの受給状況などが正確に把握しやすくなるため、本当に困っている人にきめ細かな支援を行うことができます。

また、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止できるようになります。

## ③行政事務の効率化

行政機関や地方公共団体などで情報の照合などの作業が省力化されることにより、事務の効率化につながります。

## マイナンバーはいつからどんな場面で使うの?

平成28年1月から、国の機関や地方公共団体などで、社会保障・税・災害対策の分野で利用されます。このため、これらの手続きで、申請書などへのマイナンバーの記載が必要となります。

また事業主は、従業員のマイナンバーの提示を受け、税や社会保険の手続きを行うことになります。主な手続きについては次のようなものです。

## ①社会保障関係

年金の資格取得や給付、医療保険給付の請求、福祉分野の給付、生活

保護など  
②税務関係  
確定申告書や届出書、給与支払報告書などへの記載など  
③災害対策  
被災者生活再建支援金の給付や被災者台帳の作成事務など

◆なお、9月号で「通知カード」と「個人番号カード」についてお知らせします。

制度についてくわしくは  
マイナンバーコールセンター  
☎0570(20)0178  
※午前9時30分～午後5時30分  
(土日祝日・年末年始を除く)  
この記事についてくわしくは  
行政改革課 行政改革係  
☎(25)7722

図：制度実施の流れ

**10月以降**  
マイナンバーを通知するための「通知カード」の郵送

**平成28年1月以降**  
さまざまなことに利用が可能な「個人番号カード」の交付開始(申請が必要です)。  
社会保障・税・災害対策の手続きでマイナンバーの利用を開始

**平成29年1月以降**  
国の機関の間で、情報連携の開始

**平成29年7月以降**  
地方公共団体も含めた情報連携の開始